

胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会開催要領

(名称)

第1 この協議会は、胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2 農業農村整備事業の実施に際し、地域が有する自然環境との調和を図って行くことが益々重要となっている。

このことから、事業地区における環境との調和への配慮の客観性、透明性を確保し、事業の円滑な推進を図るためには、調査計画時、計画変更時及び実施期間中、更には完了後を含めた道営事業の実施全般について、環境に関する専門家及び地域住民の代表などと環境に関する意見交換、情報の収集を行って、環境との調和に配慮した事業を推進する。

このため、協議会を開催するものとする。

(協議の対象事業)

第3 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官通達）の第5に定められた事業（但し、北海道が事業計画を策定する事業に限る。）とする。

(協議内容)

第4 協議会においては、対象事業地区に係る次に掲げる事項について意見交換、情報の収集を行うものとする。

- (1) 環境との調和への配慮についての方策について
- (2) 事業計画の内容と田園環境整備マスタープランとの整合について
- (3) その他必要な事項

(協議会の構成)

第5 協議会は、環境に関する専門家、地域住民の代表及び農業関係者の委員で構成する。

2 協議会の規模等は、別に定める。

3 協議会の委員は、胆振総合振興局長（以下「総合振興局長」という。）が選定する。

(事務局)

第6 協議会に関する事務を行うため、産業振興部農村振興課に事務局を置く。

2 事務局長は、主幹（基盤整備）とする。

3 事務局は、主査（地域計画）とする。

(協議会の開催)

第7 協議会は、総合振興局長が招集して開催するものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、第2の目的を達成するために必要な事項は、別に定める。

2 本協議会は、平成26年3月26日から起算して2年を経過する毎に、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、委員会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成26年3月26日から施行する。

附則 この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年5月30日から施行する。